

復興事業の全額国庫負担継続を求める意見書

復興庁は、国が全額負担してきた東日本大震災の集中復興期間を延長せず、2016年度からの新たな復興事業の基本方針を発表しました。今後5年間で「復興・創生期間」と位置づけ、内陸部の道路建設などは一般会計に移し、自治体負担を導入するものです。

本県は、東日本大震災で東北3県とともに甚大な被害を被りました。4年余り経った今も、復興は道半ばです。そうした時期に、一部とはいえ自治体に負担を課すことは、現在実施中の事業の継続にまで影響を与えかねません。

復興が、被災地まかせですすまないことは明らかです。地震や津波による被害は、その地域の自治体と住民に責任が押し付けられるものではありません。すべての被災者の生活と生業を再建するまで必要な公的支援を行うことは、第一義的には国の責任です。息の長い国の支援が求められます。

よって、復興事業は引き続き、全額国庫負担で行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。